

△資料翻刻▽ 『芸備孝義伝』三編 (一)

鈴木幸夫

〔底本〕 半紙判板本。独立行政法人国立公文書館所蔵昌平坂学問

所旧蔵内閣文庫蔵本を底本とした。広島府学蔵版。江戸文藻堂発兌。天保一四年(一八四三)発行。三編は一七卷一七冊から成る。

〔編著者〕 金子濟民(霜山)・加藤景續(棕盧)

〔成立〕 広島藩では、享和元年(一八〇一)『芸備孝義伝 初編』

(九卷九冊)、文化三年(一八〇六)『芸備孝義伝 二編』

(七卷七冊)の発行に続いて、天保一四年に発行した三編には、寛政一一年(一七九九)九月より天保一一年までに褒賞した三九〇余人の行状を収録している。藩は幕府に献納するとともに、初編・二編同様、領内の割庄屋等に頒布して民衆教化を図った。

〔凡例〕 ①翻刻にあたっては、原本に忠実なるように努めた。た

だし、挿絵は紙幅の関係で割愛し、その所には挿絵第一図▽などと表記した。

②漢字は、原則として常用の字体に改めた。ただし、異体字に関しては当時慣用と思われるものは残した。

③漢字の当て字・仮名遣い・仮名文字の清濁は原本の通

りとした。

④民衆教化の資料ともされた書物であるので、随所に振り仮名が施されている。片仮名交じりは平仮名に統一した。

⑤④と同じ理由で読点が多いが、必要な限りを残すに留め、適宜並列点を付した。

〔題箋〕 『芸備孝義伝 三編 広島 巻一』

〔見返〕 広島府学蔵版

芸備孝義伝 三編

文藻堂発兌^①

孝義伝 三編 叙(印)「勉盧」

伝云。君子莫大於与人為善。蓋雖有孝子義民。苟無人与之者。其為善也。或將不繼。然一人与之。不如衆人与之也。衆人与之。又不如人(序1才)君与之也。人君之与之者何也。曰旌表之。旌表而不足。又采録之。采録而不足。又刊行之。令家伝而人誦之。是人君之

所以与之。而孝義之有伝。蓋由於此也。令上者誦之」(序1ウ)乎。必將謂。深山野人。木石与居。而有子如此矣。耕畝春婦。鳥獸同羣。而能行義如此矣。可以世祿之家。而不如之乎。令下者誦之乎。必將謂。善事親者。始能為子也。能為子」(序2オ)則被旌表焉。善事君者。始能為臣也。能為臣則被采録焉。均是人矣。我亦可以庶幾也。而孝子義民之誦之者。亦必謂。我之辱旌典者。既如此。而所伝於天下後世者。又如」(序2ウ)此。今而不克其終。是使此伝不信也。故一孝義伝成。而一国之為臣子者定矣。臣等奉

命。既撰此編。又竊以謂。詩人嘗以振々之公子為麟。孝子義民亦太」(序3オ)平之麟鳳也。何必鬻身牛尾。雞頭燕頤。而後謂之祥瑞乎。初編二編所載。無慮四百余名。此編所収。又三百九十余人。是皆

國家奕世。積德累仁之余化。不期」(序3ウ)然而然者。安知佗日公侯干城。不出乎兔置之夫哉。

天保十四年癸卯秋八月

芸藩教授 金濟民謹撰并書

(印)「臣濟民」(印)「伯成氏図書」(序4オ)

わか君のしろしめす国のうちにおひいつる賤の男しつゝの女か、親おもひの志ふかく、つかふるあるしにまめなる行せるもの、昔よりいとおほかるまゝに、そを、おほやけよりほめあらハしたまふこと只竹の世にたえずなんありける、されハそのよししるせる」(序1オ)ふミとも、夏引のいとおほかりけるを、ささの君、時のはかせにおほせて書あつめしめ、ふた、ひまて梓にゑらしめ給ひき、今の君ま

たやつかれらに命せて、こたひ此書を編しめ給ふハ、ミなその行をめていつくしミ給ふあまりに、そのありさまを、まさきつらなかき世に」(序1ウ)つたへまく、はたあまねく国のうちにしめして、人ことくかくの如くもかなと、やま菅のねもころに導き給ふめるおほむわさになむありける、こは孝義の道を好ませ給ふ御心の、わたつミの千尋の底よりもふかくましますハ、いかてかかくまでハものし」(序2オ)給ハまし、およそ民草の風になひくハ、上の好む所にしたかふことわりにしあれハ、うへなく、かく、親をおもふ子、主に忠なるつふねのおほかりしことハも、か、れハこそ、さきに書えらハしめ給ひし後、善き行せるものいと、数そひて、こたひあめるふミに」(序2ウ)書載せたるを、ささのにくらふるに、年のほとハわつかに五十とせにもたらて、ミあらハしを蒙れるものハさハなりけり、いてやたれの人も、このふミをミて、いよ、上の好ませ給ふミこ、ろをおむかしミ、まいて今の君新たに政行ひ給ふはしめに、かく、ふりにしあとを」(序3オ)継せ給ふたふときミしわさを仰きよるこひなハ、今より後も、言葉もてをしへ誠め給ふをまたて、おのつかからおのかまこ、ろをふりおこし、善き行をと心かけむもの、玉かつらたゆることなく、か、るふミに編いれられむ人、いやさハに出来て、つかの木」(序3ウ)つきく、に集続つ、八百巻千まきに満たすとも、なほのこれるかおほくなりつ、博士もあらハしふミつゝ、るにうミ、史も筆のしりとるにたへすそなりぬへきといふことを、この事起りしより三たひにあたる書のついでのはしめの巻に、このふミ」(4序オ)撰ふへきおほせをうけたまハれる藤原景續かしこミ」てしるすになむ、」(序4ウ)

凡例

一 此編ハ第二編に続き、寛政十一年九月より天保十一年に至るまで、孝子義民の賞賜を蒙りしものを輯録す、すべて三百九十余人を得たり、編集の体裁大要初編二編に倣ひ、かなづかひハ専ら古言に従ふ、

一 親に孝を尽し、主人に忠義なりしもの、また常の行奇特にして人の為に利を興せし類、前編にハ其品を分たず、その賞を蒙りし年時をもて次第せり、近き(凡例1オ)頃ハ孝行忠義の外に、奇特の行をもて賞せられしもの多ければ、その類を合せて孝行忠義の後にこれを録す、

一 広島部の藩府の賞の次に町奉行の賞を録し、水主町ハ別に一区をなして船奉行の管の所なれば、またその賞をつらねて広島部の部に附ぬ、
江戸住医師深井元立下男ハ、広島部に入るべからざるに似たれども、元立世々藩の医師なるをもて、藩士の奴婢を録す例に準じ、広島郡中ハ藩賞の次に国老・代官と次第してその賞の末に附録す、

一 例1ウ) 初編二編そのけぢめなきハその類少なきが故なり、近き頃ハその類多ければ、おのゝ類を分ちて混ぜしめず、

一 村名を称すること古今異なるあれど、此編ハ今用うる所をもてこれをしるす、国民の見易らんことを欲してなり、此書もとより地志に非れば村名異同の論をなさざるなり、

一 此編ハ金子済民・加藤景續の二人に命せて編集せしむる所にして、石井景毅および岡正風これに加はりて賛成の功少からず、また大藤恂郷・高橋克昌もこの(凡例2オ)事に与れり、稿成し

後手島翼これを騰写し、山野守嗣画図を作る、ミな命を承てなす所なれば、その姓名をつらね録すべきなれど、初編二編その例なければ今またこれに倣ふ、(凡例2ウ)

芸備孝義伝 三編 卷一

広島

伴三左衛門下男十吉 荒神町貞吉

天野伝吉家来原田周助

立町伴蔵 井口矢柄家来島本伴次

西川民人家来原十大夫同子十大夫

石倉六之丞後家たみ

二町目伊予屋金兵衛手代甚助・利助

竹屋村喜兵衛 観音村市五郎同弟吉蔵(目録1オ)

山田清助家来嶺雄八 油屋町清八(目録1ウ)

芸備孝義伝 三編 卷一

広島

○伴三左衛門下男十吉

十吉ハ新助が子なり、新助ハ城下の西に住て、もと馬子なりしが中風を病ミ、後やうやく杖にすがりてありくほどになりけれど、六七年も世渡る業をなしえざれば、家甚まづしくなり、好める酒も買ことあたはず、十吉三左衛門が家につかへ、主人より受る米銀をバ皆父母におくり、己ハ朋輩のうけもてる二三人の務にかはりて(1オ)その代を得、わづかに飢を凌ぐばかりの食をなし、夜毎

に酒を買ひ父がもと持ちきて飲しむ、もし往くことあたハざれば人に托ておくり、一夜もかぐことなし、父ハいつもこれを待居て樂としける、其度ごとに酒媒をもそなへんと意を配りけれど、常にその力なきを歎きけるが、折ふし五錢十錢にて、小鮮を買得ることありてこれを進むれば父殊に喜び、十吉夫婦ハそのさまを見て、また他事なくよるこびけるとなん、後おのが主人の屋敷に近き藩士の長屋を借りて父母を住せしに、「(1ウ)妻一とせ病に罹りてより、舅、姑を奉養することこゝろにまかせず、十吉もつとめの身にて、昼ハ帰り養ふことあたはざれば、父をバ朝ごとに手をひきて、主人の屋敷なるおのが部屋につれ来りていたはり、日暮にハ酒を進て後つれ帰る、かくすること百日余に及べり、また務のひまある時ハ家に居て、昼夜の分なく保養を厚くし、夏ハ夕毎にかならず浴させ、冬ハ己が股にて父が足をあたゝむるなど、至らぬくまなくつかへければ、人ミな感称せざるハなし、かゝるものなれば、主人への事も」(2オ)

ハ挿絵第一図V(2ウ・3オ)

奇特なるにより、帯刀をゆるすべしとありしに、固く辞てそのま、下男の務をなしけり、文化四年卯の四月銀百目給ひて賞せらる、時に十吉二十五歳なり、

○荒神町貞吉

貞吉ハ真父の名を知らず、かれが二三歳のころ与三次といふもの取養て子とす、貞吉幼年より父母に事へて孝なり、父ハ髪結を業とせしが病を得てうせぬ、貞吉其頃十五歳ばかりなりしに、看病の

至れることミな人感ぜぬハなかりき、その翌年より母またあやしき(3ウ)病にて心狂しく、万の事をわきまへず、貞吉父が業を継て髪結し、常に他へ出けるが、近きあたりへゆくにも鄰家へよくく母が事をたのミおき、なほ幾度も帰りて容体をうかゞひ、夜ハたえで出ることなし、病重くなりてハ昼夜家にありて、衣食より二便のことまで、一人のはたらきにてハ及びがたき事も残る所なくはからひ、頃ハ正月余寒のはげしきに、朝毎に前なる川に入て垢離をとり、母が病のいえんことを祈念せり、されどそのかひもなくてはてければ、貞吉ハ身の置どころも(4オ)知らず悲歎の外ハなく、家ハもとより貧窶にせまりぬれば、斂葬の事さへその力なかりしに、近所のもの憐れミ助けていとあつく営ミ得させける、これひとへに孝道の人を感ぜしむるによれるなりと人々称しあへり、文化六年巳の五月賞せられて銀二百目をたまはり、天保七年今公近郊遊獵の時召見給ひ、鳥目一貫文を下される、

○天野伝吉家来原田周助

周助ハ城下の産にして、伝吉が祖父伝兵衛につかへて(4ウ)忠勤並ならず、歳三十ばかりより支配人といふをつとめしが、伝兵衛老て致仕し、その子左源次はやく身まかり、伝吉いとけなくして家を継げれば、心力をつくしてこれをもり立したしミ愛すること甚深く、また仮りにも礼儀をうしなふことなし、さまざま教訓するハ常にて、或ハきびしく諫正すこともあれど、平生かれが愛敬のあつきにより、伝吉もなつき慕ひてよくその言を用ひけるとぞ、周助また孝心ふかく、家に老母あり、つねに徒居を好まず紡績など

を日々の事と」(5才)せしが、周助母がその事にのミ意を凝さんことをおそれ、妻とはかりてなにくれと他事をもて気を転せしめ、またある時ハ兄弟うちより、或時ハ朋友をまねきなどしてものかたらひて慰め、それもよきほどを考へて倦ことなからしむ、これミな母の心をやしなはんとてかくハなせるなり、その孝養の厚き推して知るべし、母一とせ病ることありしに、周助主家の務をかゞずして、看病の事至らぬくまなくはからひける、その勤勞人ミな感ぜざるハなし、されバ妻子までもかれにならひて、」(5ウ)万の事母の心にそむかず、しかも一家のうちすべて礼儀正しくありしとぞ、文化七年午の十二月銀百目給ひてその行を賞せらる、

○立町伴蔵

伴蔵ハ父を藤七といふ、伴蔵幼より同町の熊野屋次兵衛が下人たり、次兵衛不幸にして家産をやぶり、朝夕の煙もたてがたくなりゆきければ、伴蔵せんかたなく日毎に同町の米商某が家にゆきて賃春し、次兵衛母子を養ふこと三年に及しかど、一人の力年(6才)久しきに堪がたく、遂に次兵衛母子をバその親戚のもの、家にひきとり、伴蔵ハ安芸郡瀬戸島の胡屋太郎平に仕ふ、瀬戸嶋より城下までハ七里の舟路なるに、時々珍しき物など持来りて安否を尋ぬること四五年の間おこたらず、されど海上を隔たれば、心のまゝなりがたきをうれひ、また太郎平に暇を乞て、佐伯郡草津村大野屋弥三郎につかふ、草津ハ陸続きにて一里余の路なれば、心のまゝに城下に出て訪尋ねける、年経て次兵衛も死し、その親戚のものもおちぶれて」(6ウ)

△挿絵第二回V(7才)

一人の主母よるかたなけれバ、伴蔵今の主人弥三郎にかくと告げ、貸屋のあきたるを乞うけて主母を移し住せ、おのが務のひま〜に忠養を竭しけり、然るにかの主母ハ旧里を慕ひ、時節もあらバ立町に帰り住ばやとねがふよしなれば、伴蔵もその意にまかせたく、さまざまに意を配りたりしに、をりしも町の肝煎といふもの闕ありて、伴蔵に申付べしとて呼帰されければ、伴蔵よろこびてかの主母をつれ、また立町にかへりすミ、妻をもむかへ共に力をあはせて、心のかぎり奉養を」(7ウ)厚くし、遂に八十六歳の天寿を全くせしむ、賤きものにハ稀なる忠節といふべければ、文化十年酉の正月賞して五たわらの米を下されける、

○井口矢柄家来島伴次

伴次ハ井口が家五代につかへて忠誠他に超たり、矢柄いとけなくして家をつぎ縁も減じけれど、伴次これを助て家計をおとさず、代々持伝へし武器の手いれまでも、残るかたなくはからひける、また矢柄が小兒おもき胎癪を病こと三年ばかりにて、その間にハ泣(8才)くるしミて夜を明すこと常となり、いと危きこと度々なりしに、伴次夫婦ともに側を去らず看病せしかバ、遂に恙なきを得たり、医もかゝる毒瘡の全快するハまれなるに、かく危き命を保しハ、実に伴次が力なりと深く感称しけるとなり、その忠誠の厚き他事皆かくの如くなれば、矢柄が親戚のもの共に感ぜしあまり、其行実をまうし出ければ、銀百目を褒賜せらる、文化十年酉の九月の事なり、

○西川民人家来原十大夫 同子十大夫」(8ウ)

父子同じ名にて十大夫と称す、代々西川が家に仕ふ、およそ藩士譜代の家来を養ふハ世々大禄をうる家にあらざれば能はず、家来もまた永く身をよするたよりなし、西川が家主人世を換ふるにしたがひ其禄減じ、家計むかしに引かへて、譜代ものを養ふ力なきに、これにつかへて、志を変ぜざる十大夫が如き類まれなり、かれが先祖はじめて西川が家に仕へしハ万治の頃にて、それよりこのかた既に五代を歴たり、代々忠勤せしなかに、今の十大夫が父十大夫といけ(9オ)なき時、藩の小吏某そのおひたちの美しきを見て養子にせんと思ひ、十大夫が主人と四郎にその事を語りければ、与四郎も彼の家を續くとさハ公家の俸禄をも受け、後々ハ官の用ともなるべければ、我家にやしなふに勝れりと思ひ、その父理兵衛に告げて十大夫にかくといひきかせける、十大夫その頃十一歳なりしが、父が言をき、て、われくハこの御家譜代の家来なり、他に養はれてよきくらしをなさんより、たとひ主人の為に草履を執るとも長く仕へ奉るこそ本意にさふらハ(9ウ)ずやといひけるとなん、幼よりかゝる志のものなれば、十六歳の時支配人になしけるが、三代の主につかへて内外の事ならぬくまなくはからひける、主人官をつとめし時ハ、支配する足軽もあまたあり家来も多かつかひしに、十大夫これをさめてよく一和ならしめ、主人代を換へ禄減じて家来をもやしなふことならざる時にいたりてハ、さまざまに心を砕きて家計をもとりたて、米を舂き水を汲ミ薪をわり圍をつくる事まで、一人してこれをなしけること、凡六年ばかりなり、(10オ)その間主家の貧困きハまりしこともありしに、主

人をして公家の務をかゞしめず、また母の年賀先祖の追薦までほどくにとりおこなふことを得せしむ、その余の精勤あげて数へがたし、文化十二年亥の六月銀百目給ひて賞せらる、今の十大夫も父の風を受けて忠誠の心あつし、しかるにかれが家口おほくなりてその養足らず、主家も貧しくてこれを救ふこと能ハざれば、主人も心ならず思ひて、或る時十大夫に向ひ、かくなりてハせんかたなし、汝ら外に身のたちゆく(10ウ)かたもあらバ、心のま、に申出よといひけるに、十大夫志を堅くし、たとひ一粒のあて行ハる、なくとも、他に仕ふる心更にさふらはずと答へければ、主人もその志を感じ、いさ、かの扶助をなして其ま、めしつかひける、十大夫力を竭して主人の家計をたすけ、いかなる艱苦をもちとはず、またかれが家人もころを同じくして共に生産をかせぎ、家の内いとむつまじ、かれこれの事官にきこえて褒賞を蒙ることその父におなじ、天保五年午の七月なり、同七年今公近郊遊獵の時召(11オ)見給ひ、父子におのく鳥目一貫文を下さる、

○石倉六之丞後家たみ

たみハ不幸にしてはやく寡となり、舅龍右衛門に事て孝なり、龍右衛門九十七歳にて坐上の歩行もなしえず、たみ懇にこれを養ひて、食物を進ることなど殊に意を用ゐ、恰も乳ばなれの小児を育てる如くしければ、龍右衛門もかれを力として、小児の母を慕ふ如く暫くも側を去らしめず、然るにたみハ夫に離れてより貧しき日に逼りければ、いかにもして家計をとり(11ウ)つゞかんと、二人の子を左右に携ながら、常に夜深るまで賃しごとをはげミ、そ

の苦さいはんかたなければ、龍右衛門にハいさ、かも其さまを知らしめず、龍右衛門老てハ白酒また饅の類を好ミければ、たみ貧しきなかより日毎にその好ミをかくことなく、或ハをりを伺ひ葺中にて湯浴をもこ、ろよくさせ、たゞ老の心の楽まんことをのミねがひける、また己が父母の家ゆゑありて絶ければ、老母をおのがもとに迎へとりて、かれにも孝養おこたりなく、嫡子政五郎成長するに及てハ、」（12才）

ハ挿絵第三回V（12ウ）

筆算なども意を用て稽古なさしめけるとぞ、文化十四年うしの六月銀百目をたまひてその行を賞せらる、六之丞ハ藩の小吏なりし、

○二町目伊予屋金兵衛手代甚助・利助

伊予屋金兵衛が家に二人の義僕あり、一を甚助といひ、一を利助といふ、甚助ハ文政二年卯の二月賞して銀百五十目を下され、利助ハ同じ八年とりの二月米五俵を恵ミ給ふ、甚助ハ佐伯郡廿日市の髪結甚太郎が子なり、利助ハ賀茂郡西条東村百姓伝次が子なり、二人（13才）同じく今の金兵衛が祖父要介が時より、この家に仕て貞実他に超たり、要介死しその子金兵衛もまた早く身まかり、今の金兵衛五歳にて家を継ぎ、家産もや、おとろへしに、二人心を同じし力を戮て幼主をもち立、内外の事残るかたなく計らひ、三十余年の間忠誠をぬきんでければ、金兵衛もひととなり、今ハ家産もものごとく栄けり、利助がこの家につかへしハ、甚助より十年が程も後れしかバ、家事をはからふに甚助その幹となりて利

助これを輔け、主人三代を経てその忠勤」（13ウ）たゆミなく、人も感ずるばかりなれば、伊予屋が肆にあるものハかれらに化してミな貞実になりとぞ、利助ハ天保七年今公近郊遊獵の時めし見給ひ、鳥目一貫文を下されける、
是より下清八まで並に同じ、

○竹屋村喜兵衛

喜兵衛ハ匠人源三郎が子なり、二歳にして父を喪ひ、長なるに随ひ母につかへて孝心ふかく、姉にもまた懇なり、一たび妻をむかへしが、母の心になはざるを察してとく出しやり、其後ハ勤るものあれどさらに娶る」（14才）ことなし、母が心おくこともあらんかと思へバなり、かれ父が業を継ぎよく勤めはたらきければ、雇ひし家その工直を増して与ふこともあれど、定りの余ハ嘗て一錢だもうけず、日々職業にて他に出ければ、未明より起て母が一日の食物を意配りして姉にさづけ、また近隣へも母がことをたのミおきて出ゆき、午休の時ハいつも走りかへり安否を尋ねてまた往く、夜ハたえて他へ出ず、母が側にてあつらへの細工などしつ、よもやまの話しして慰めける、母ハ三原屋といふ酒肆の酒を好しかバ、夜ごとに必し」（14ウ）その酒を買来り、小鮮などそへて進め、且暮たゞ母を悦バすをもて務とし、母病る時介保せしさまなど、殊に人の及びがたき所なり、されバ母つねに人に向ひ喜兵衛がつかへの厚きことを語り、世に稀なる孝子なりと涙を流して喜びけるとぞ、甚助と同じ年賞して銀百目を下し給ふ、

○観音村市五郎 同弟吉藏

市五郎ハ弟吉蔵と共に父市三郎に事へて孝なり、父年ひさしく腹痛になやミければ、兄弟こゝろを同くして」(15才)

ハ挿絵第四回V(15ウ・16才)

介保に暇なけれど、家累多く貧窮にせまりければ、兄弟の中一人ハ傭夫またハ磯かせぎなどに出て世渡りのいとなミし、奉養の資はかりける、冬の寒さきびしきにも、身を覆ふものとしてハ一の単衣のミにて、夜な〜磯風に吹さらされ、身とも覚ぬばかり凍けれど、その艱苦を親に知らせじとて、帰るさにハ我家のあたりより俚歌など語ひつゝ、いと興あるさまをなして帰り、とく父が側にゆき按摩して夜を明すこと常なり、されど簀子に藁席を敷たれば、病る父をかゝる」(16ウ)ものには臥しむることの本意なさよと、兄弟のものふかく歎きてさま〜に意をくばり、からうして畳二枚を買て寝しめけるなど、そのあはれさいはんかたなし、父死して後も老母に孝養怠らざりしかば、兄弟におの〜銀百目たまひてその孝を旌さる、喜兵衛と同じ年なり、

○山田清助家来嶺雄八

雄八ハ城下の産にて、幼より清助が祖父織衛に仕ふ、生質篤実にして成長するにしたがひ精勤なミならず、織衛が子典次官にす、むに及て、雄八を支配人になして」(17才)内外の事をまかせしに、雄八いよ〜誠を尽し、主人江戸の留守などにハ殊更意をくばり、万の事いさ、か過誤あらず、主人の母いたく老て起居もなりがたく、後ハ病に罹り遂にうせけるに、つね〜のつかへ病中の介保よろづまめやかなること、親族のもの感ぜざるハなかりし、

かくて主人の妻またあやしき病ありて、二十四五年心おだやかならず、主人ハ旅行しげ、れバ、雄八こゝろを碎き、さま〜にとりなしてよく其意にそむかず事へけるが、病ます〜加はりてこれも死し」(17ウ)けるに、およそ四五十日の間日夜左右をさらず、婢女のなすわざまでも力のかぎりなしけるを、人皆およびがたしとすれど、雄八ハさのミ苦勞ともせず、主人代かハリ祿減じける時ハ、米を呑き菜園つくる事をも一人してはたらき、嘗て厭ふ色なし、かれまた孝心深く、母よはひ七十に超ければ、主人の長屋に迎へすませ、主家のつとめの暇をもて孝養を尽しけるが、己が切符の外に得るものなれば、甚貧しけれど母の衣食ふじゆうならしめず、或ハ他にてもらひしものあれば、必」(18才)まづ母にそなへ、主人よりわづかなるものにも、母におくれよといひて与ふれば、雄八よるこぶことおのれに給ひしに十倍す、しかもその平生礼儀たゞしきさま賤しきものにハ稀なりける、かゝるものなれば主人より物あたへてほめけること度々なり、猶その行を感ぜしあまり、主人および合族同じく申出ければ、文政四年巳の正月賞して銀百目下さる、

○油屋町清八

清八ハ幼して父に離れ、年たくるに随ひ母につかへて」(18ウ)孝なり、家甚貧しけれど母の養を厚くし、その貧しきを知らしめず、母ハ齡九十にあまりても身に病なく、眼もうすからずして、絲つなぐことを楽ミとせしかば、清八近きあたりにて機の織くづをもらひあつめて母を喜ばせ、また稗史を読むことを好みしかば、

何くれと借りもとめて見せしめ、商の暇にハ母の側を離れずもやまのはなしなどして慰めける、清八姉二人あり、ミな他へゆきしがこれもやさしきものにて、をりく来り集りてともにうちやハラギ物語ふさま、見る人羨まざるハ」（19才）なし、後に一人の姉とし七十余なるが、その家生業なりがたく子をつれて清八がもとに帰住けるに、清八これにつかふることまた懇なり、清八が前の妻ハ早く死し、後の妻ハ母のころにかなハざるをもて出しやり、また妻を迎へしに、二歳なる小児をおきて病死しければ、をさなき思ありてハ、母につかふるさはりなりとて他へつかはしける、彼是と費もかさなり、清八が生産齡と共に傾きぬれど、母につかふること怠なく、母寺詣せんといへバ、清八事をやめて母が手をひき腰をか、え或ハ背負ひ、（19ウ）往來の間もさまざまの物語して慰めぬ、一とせちかきあたり失火せしことあり、人々うちさわぎて物はこびなどするに、清八ひとり家財などハ見もやらず、たゞ母をのミまもり居ける、母ますく老衰するにおよびてハいよく心を尽し、寒き頃ハおのれ別に寝所をかまへず、母が蒲団のはしに臥して終夜なでさすり、夜明るときハ母の安否を伺ひて後起き出るなど、万のこと小児を護るが如くなり、されバ人ミなその孝をほめはやしけれど、清八が心にハ、母はやく寡となり、我を」（20才）力に日を送り育たまはりしなれば、いかにもして厚恩をむくふべきに、孝養つねに足らずとてふかく歎きぬ、文政四年己の十一月銀百目賜ひて賞し給ふ、清八年六十一なり、前妻の生し子芳兵衛・清七も皆父に效ひて祖母および父によくつかうまつりける、

卷一終（20ウ）

△補注▽

- (1) 文藻堂は江戸通油町にあり、当主を川（河）村源左衛門といった。享保期から、「大蛇解脫物語」、「観鷺百譚」、「身程の日記・身ほどの笠」、「千足鳥生山居詩」、「古章韻譜」、「心易重法記」、「唯一幸祭祀」、「世話千字文」、「絵本蓬萊童児遊」、「名なし草」、「民家教訓袋」、「小纂刪註」等を板行し、文政二年には頼惟完「春水遺稿」を出している（『改訂増補近世書林板元總覧』・『享保以後江戸出版書目』）。
- (2) 名は初め忠順、中ごろ中導、のち済民。字は伯成、勉廬・霜山と号す。通称は徳之助。文化元年藩の句読師、天保一四年家督を継ぎ、御歩行頭次席となる。寛政元年一二月生、慶応元年八月没。享年七十七（『安芸備後両国偉人伝』・『広島県人名事典』）。
- (3) 加藤氏。名は景續、字は君緒、棕廬・肯堂と号す。通称は太郎三。『芸藩通志』の編纂では頼杏坪を輔佐する。嘉永四年八月、江戸藩邸にて没す。享年六十二（『安芸備後両国偉人伝』・『広島県人名事典』）。
- (4) 名は恂郷、源七郎と称す。饒津神社の新築に従事。明和九年四月生、弘化三年九月没。享年七十五（『広島県人名事典』）。
- (5) 名は守嗣、画号は峻峰斎、通称は啓次。狩野探信齋に学び、藩の絵師となる。嘉永五年二月没。享年六十九（『広島県人名事典』）。
- (6) 鈴木「続編孝義録料六十八」（安田女子大学「紀要」三〇号）参照。
- (7) この時、貞吉は二二歳。鈴木「続編孝義録料六十九」（安田女子大学『国語国文論集』三三二号）参照。
- (8) この時、周助は四六歳。同上「六十九」参照。

（二〇〇八・九・二九 受理）